

改正後	改正前
<p>(線量の算定方法) 第三条 規則第九条第二項の厚生労働大臣が定める方法は、次に定めるところにより算定する方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 等価線量の算定は、次のとおりとすること。</p> <p>イ 眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類及びエネルギーの種類のに応じて、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうちいずれか適切なものによつて行うこと。</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>(線量の算定方法) 第三条 規則第九条第二項の厚生労働大臣が定める方法は、次に定めるところにより算定する方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 等価線量の算定は、次のとおりとすること。</p> <p>イ 眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類及びエネルギーの種類のに応じて、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうちいずれか適切なものによつて行うこと。</p> <p>ロ・ハ (略)</p>